

平成27年3月に日本学生支援機構

第二種奨学金が満期になる方へ

【貸与終期の延長について】

第二種奨学金については、次の理由により卒業又は修了期が延びた場合で、在学学校長が特に必要と認めた場合は標準修業年限の終期に1年以内の範囲で貸与期間の延長を認めることがあります。

- ①留学による場合
- ②病気療養による場合
- ③ボランティア活動による場合
- ④被災による場合

上記に該当し、かつ希望する方は平成26年12月26日(金)17:00までに、「第二種奨学金貸与期間延長願」を学生支援課に提出してください。書式は学生支援課にあります。なお、人的保証の方は連帯保証人・保証人の署名・押印・印鑑登録証明書も必要になります。

平成26年10月

学生支援課